

人と農地の問題解決に向け 農地中間管理機構を活用しましょう ～「農地集積・集約化対策事業」～

農地中間管理機構は「信頼できる農地の中間的受け皿」です。
機構を活用すれば、人と農地の問題の解決ができます。

機構はこんな仕組みです

公的機関だから
安心して貸せます。

機構に貸し付けた人
に協力金も出ます。



農地を貸したい人

貸付け

都道府県
農地中間管理機構
(都道府県の第3セクター)
〔必要なら大区画化等も行
います。〕

貸付け
(転貸)

まとまった使いやすい
農地が借りられます。



農地を借りたい人

こんな使い方ができます

リタイアするので農地を貸したいな！ と思ったら・・・

機構に農地を貸して下さい。
お借りした農地は機構が担い手に転貸します。

利用権を交換して分散した農地をまとめたいな！ と思ったら・・・

関係者そろって機構に農地を貸して下さい。
機構が担い手の使いやすい形に集積して転貸します。

新規就農するので農地を借りたいな！ と思ったら・・・

機構から農地を借りられます。

地域ぐるみで活用しましょう

- 「人・農地プラン」の話し合いの中で機構を活用して、
地域内の農地利用の再編を進めましょう！
- 地域で機構にまとまった農地を貸し付けると、
地域に協力金が出ます。



支援内容

機構への出し手に対する支援（機構集積協力金）

補助率 定額

1. 地域に対する支援（地域集積協力金）

機構に対してまとまった農地を貸し付けた「地域」を支援します。
（「人・農地プラン」が作成されている集落・地域が対象となります。）

地域集積協力金

[機構への貸付割合] [交付単価](※1)

2割超5割以下：2.0万円/10a

5割超8割以下：2.8万円/10a

8割超：3.6万円/10a

※ 平成27年度までの交付単価です。

[交付対象者]

地域における話し合い（人・農地プラン）に基づき、機構にまとまった農地を貸し付けた地域

※ 「地域」とは、集落・学区など、実際の話合いの単位となった外縁が明確になっている同一市町村内の区域のことをいいます。

2. 個々の出し手に対する支援（経営転換協力金・耕作者集積協力金）

機構に農地を貸し付けた個々の出し手の皆さんを支援します。

① 経営転換協力金

[貸付等を行う面積] [交付単価]

0.5ha以下：30万円/戸

0.5ha超2.0ha以下：50万円/戸

2.0ha超：70万円/戸

[交付対象者]

機構へ自作地を貸し付けた農業者等

- ① 農業部門の減少により経営転換する農業者
- ② リタイアする農業者
- ③ 農地の相続人

② 耕作者集積協力金

[交付単価]

2万円/10a

※ 平成27年度までの交付単価です。

[交付対象者]

機構の借受農地に隣接する農地または面的集積要件を満たす原則2筆以上の農地（交付対象農地）の機構へ貸し付けに協力した農業者

- ① 交付対象農地を機構に貸し付けた農地所有者である農業者
- ② 農地所有者が機構に交付対象農地を貸し付ける際の当該農地を借り入れて耕作していた農業者

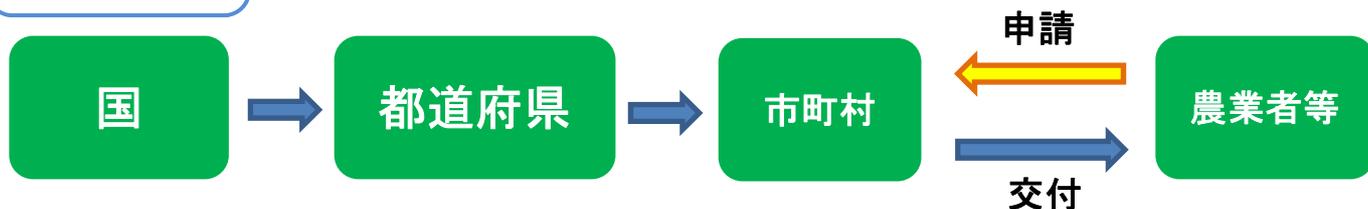
※ 機構に対し交付対象農地を10年以上貸し付け、当該農地が機構から受け手に貸し付けられることが必要です。

※ 経営転換協力金については、機構を介さず集落営農組織との間で特定農作業委託契約を10年以上締結した場合も対象となります。

※ 「①経営転換協力金」と「②耕作者集積協力金」は同じ年度に交付を受けることはできません。

※ 「1. 地域に対する支援」と「2. 個々の出し手に対する支援」の両方の要件を満たした農地については、地域と個々の出し手がそれぞれ交付を受けることができます。

交付ルート



詳細については、経営局農地政策課（☎03-6744-2151）またはお近くの地方農政局等（北海道においては北海道庁、沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局）までご連絡ください。

また、**交付金の申請については農地の所在する市町村へお問い合わせください。**